

「知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定（意見募集稿）」
に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第三条	<p>第三条に改訂趣旨の解説を記載して頂きたい。</p> <p>第三条 「本規定にいう知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為とは、事業者が『独占禁止法』の規定に違反して知的財産権を行使し、独占協定を締結し、支配的市場地位を濫用し、競争を排除・制限する効果がある、または、排除・制限する可能性のある事業者の集中などの独占行為を指す。」</p>	「事業者が『独占禁止法』の規定に違反して知的財産権を行使し、排除・制限する可能性のある事業者の集中の独占行為」とは、具体的にどのような行為を指すのか理解できないため。
第四条	<p>第四条に改訂趣旨の解説を記載して頂きたい。</p> <p>第四条 「本規定にいう関連市場は、関連商品市場と関連地域市場を含み、『独占禁止法』と『国務院独占禁止委員会による関連市場の定義に関するガイドライン』に基づいて定義される。 知的財産権許諾などに係る独占禁止法執行業務において、関連商品市場は技術市場であってもよく、特定の知的財産権を含む製品市場であってもよく、さらに革新(研究開発)市場に係る可能性もある。 関連技術市場とは、比較的緊密な代替関係を持つ1組または1種類の技術から構成される市場を指す。関連革新(研究開発)市場とは、事業者の間で将来の新技术や新製品の研究と開発について競争して形成された市場を指す。」</p>	革新(研究開発)市場における知財権濫用による競争排除行為とは、具体的にどのような行為を指すのかが理解できないため。
旧第五条	<p>旧第五条を復活して頂きたい。</p> <p>旧第五条 「事業者による知的財産権行使行為が次に掲げる状況のいずれかに該当するときは、「独占禁止法」第十三条第一項第六号及び第十四条第三号で禁止される独占的協定とは認定しないことができる。ただし、当該協定に競争排除・制限の効果があることを証明する反証があるときは、この限りでな</p>	いわゆるセーフハーバー条項は存続させるべきと考えるため。

	<p>い。</p> <p>(一) その行為の影響を受ける関連市場における競合関係にある事業者の市場シェアが合計で20%以下であること又は関連市場に適正なコストで取得できる他の独立してコントロールされる代替技術が4つ以上あること</p> <p>(二) 関連市場における事業者と取引の相手方の市場シェアがいずれも30%以下であること又は関連市場に適正なコストで取得できる他の独立してコントロールされる代替技術が2つ以上あること」</p>	
第十条	<p>第十条第六項を削除して頂きたい。</p> <p>第十条 「市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権を行使する過程で次のような不合理な制限条件付加行為を実施して、競争を排除・制限してはならない。 (一) 略 (二) 略 (三) 略 (四) 略 (五) 略 (六) 取引相手に他の不合理な制限条件を付加すること」</p>	<p>「他の不合理な制約条件」の定義が曖昧であり、予見可能性が失われ、事業者にとって不測の不利益を招来するため。</p>
第十一条	<p>第十一条を削除して頂きたい。</p> <p>なお、削除が難しい場合でも「同じ条件の取引相手」が想定する場面を明確に記載して頂きたい。</p> <p>第十一条 「市場における支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権を行使する過程において、同じ条件の取引相手に対して差別的な扱いをして、競争を排除・制限してはならない。」</p>	<p>第十一条は、SEP の制限を規定した第十五条、第十六条などとは違い、非 SEP をもその射程に含むが、非 SEP は、実施者が避けて通れない SEP とは異なり、研究開発の成果としての差別化技術を権利化したものである可能性が高い。かかる差別化技術に係る非 SEP に対し、「支配的市場地位を有する」ことのみをもって、権利行使に制限(同じ条件の取引相手に対して差別的な扱いをして、競争を排除・制限してはならない)を設けることは、世界的潮流とも乖離し、知的財産権の価値低下につながり得る。独占禁止法第十九条の定義「支配的市場地位を有する事業者」によれば、取引市場の性質により、支配的市場地位を有する事業者への該当可能性は非常に高くなり得る。</p> <p>さらに、「同じ条件」の定義が曖昧であり、予見性を失う結果、事業者に不当な不利益を与える可能性がある。</p> <p>例えば、取引相手の事業規模、事業環境(市場)等が「同じ条件」であったとしても、ライセンス取得に至るまでの過程で、ライセンス取得時期が遅れることで、料率を変えることはよくある。さらに、ライセンスを取</p>

		得する時期により、特許の残存期間が異なるため、料率は可変となる。一方、権利行使の結果ライセンス取得に至る時期が同一であったとしても、取引相手の対象市場（実施許諾国）や対象製品が異なれば、「同じ条件」とは言えず、取引市場において知的財産権の価値が非常に高いと思われる場合であっても、差異をつけがたい状況となることは、実務の実情に反し、知的財産権の価値を弱める事になりかねない。
第十二条	第十二条に解説を記載して頂きたい。 第十二条 「事業者は、知的財産権に係る取引を通じて他の事業者に対する支配権を取得するか、または他の事業者に決定的な影響を与えることができ、事業者集中を構成した場合、『独占禁止法』と『事業者集中申告基準に関する国務院の規定』に従って申告しなければならない。」	第十二条が該当する場面が不明確であるため。
第十三条	第十三条に解説を記載して頂きたい。 第十三条 「知的財産権に係る事業者の手配が、集中取引の実質的な構成部分であるか、または取引目的の実現に重要な意義をもつ場合、国家市場監督管理総局は審査過程において、『独占禁止法』第三十三条に規定する要素を考慮すると同時に、知的財産権の譲渡、許諾の状況と特徴を考慮しなければならない。 知的財産権に係る事業者集中の制限的な条件には、次のようなものが含まれる。 （一）知的財産権または知的財産権に係る業務の剥離 （二）知的財産権に係る業務の独立運営の維持 （三）合理的な条件での知的財産権の許諾 （四）その他の制限的な条件」	第十三条の規定内容が不明確であるため。
第十四条	第十四条第七項を削除して頂きたい。 なお、削除が難しい場合でも、運用指針を明確に記載して頂きたい。 第十四条 「事業者は、知的財産権を行使する過程で、パテントプールを利用して競争を排除・制限する行為を行ってはならない。 パテントプールのメンバーは、パテントプールを利用して価格、生産量、市場区分などの競争に関する敏感な情報を交換し、	第十四条第七項について、権利者、実施者双方においてある程度の予見可能性を得られる必要があると考える。第十四条が主題とするパテントプールは、多数の権利者と個別に契約するよりはるかに安価なレベルの要求にとどまるのが一般的であり、そのような比較的穏当な形態の標準規格必須特許の権利主張に対しても、このような予見性の乏しい規制を置くことは妥当でないと考ええる。

	<p>『独占禁止法』第十七条、第十八条第一項、第十九条で禁止されている独占協定を締結してはならない。ただし、事業者が締結された協定が『独占禁止法』第二十条の規定を満たしていることを証明できる場合は、この限りではない。</p> <p>支配的市場地位を有するパテントプールの主体は、パテントプールを利用して、次のような支配的市場地位濫用行為を実施し、競争を排除・制限してはならない。</p> <p>(一) 略 (二) 略 (三) 略 (四) 略 (五) 略 (六) 略 (七) 国家市場監督管理総局が認定したその他の支配的市場地位濫用行為」</p>	
第十六条	<p>第十六条第二項の内、『標準必須専利となった』の意味の解説を追加すると共に、明確な表現に修正して頂きたい。</p> <p>第十六条 「支配的市場地位を有する事業者は、標準の制定と実施の過程において、次のような行為を行って、競争を排除・制限してはならない。</p> <p>(一) 略 (二) その専利が標準必須専利となった後、公平、合理および無差別許諾の承諾に背き、不公平な高い金額で許諾するか、正当な理由なく許諾を拒否し、商品を抱き合わせ販売し、差別的な扱いをし、または他の不合理な制限条件を付加すること (三) 略 (四) 略」</p>	<p>第十六条第二項に「その専利が標準必須専利となった後」との記載があるが、「標準必須専利となった」とは、いつ誰がどのように判断したものを指すのかが不明である。</p> <p>「その専利が標準必須専利となった」とは、例えば、①出願人自らがその専利を標準必須専利であると宣言した場合、②裁判所が標準必須専利であると判断した場合、③当事者間交渉で当事者間で標準必須専利であると認識した場合、④パテントプールが標準必須専利であると認定した場合、などが考えられる。これを明確化すべき。</p>
第十六条	<p>第十六条第三項と第四項の間に下記下線で示した項を追加して頂きたい。</p> <p>第十六条 「支配的市場地位を有する事業者は、標準の制定と実施の過程において、次のような行為を行って、競争を排除・制限してはならない。</p> <p>(一) 略 (二) 略 (三) 標準必須専利の許諾過程で、被許諾者に不公平な高い金額、またはその他の不合理な制限条件の受け入れを強要するために、公平、合理、無差別許諾の承諾に背き、善意の交渉手続きを経ずに、不当に裁</p>	<p>標準規格必須特許については、権利者側が合理的な条件で実施許諾すべき立場に立つことだけでなく、実施者側においても誠実に交渉すべき立場にあることが、規制の両輪として必要である。近年では中国企業による標準規格必須特許保有状況の発展が目覚ましく、不当な交渉拒絶から権利者側の立場を守ることも含めたバランスのとれた規制の在り方が独禁法に求められていると考える。</p>

	<p>判所または関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決、裁定または決定を下すよう請求すること</p> <p><u>(四) 他社の標準必須専利について、第七条または第十四条の規定に抵触しない正当な権利行使に対して、正当な理由なく交渉を拒絶、遅延する等の不誠実な姿勢により実施許諾の対価支払いを実質的に拒絶すること</u></p> <p>—(四)— (五) 国家市場監督管理総局が認定したその他の支配的市場地位濫用行為 本規定にいう標準必須専利とは、この標準を実施するために必要不可欠な専利のことを指す。」</p>	
--	--	--

(以上)